

令和8年度「県産農林水産物ブランディング推進業務（豚肉加工品）」
委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度『県産農林水産物ブランディング推進業務（豚肉加工品）』」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和8年度「県産農林水産物ブランディング推進業務（豚肉加工品）」

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農林水産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、ちば豚肉加工品ブランディング推進協議会（以下「協議会」という。）が令和7年度に県産銘柄豚肉を活用し、開発した試作品の完成を支援し、県産豚肉の「おいしさ」と「千葉県が全国トップクラスの養豚県」であることについて、県民の認知度向上を図るために実施する。

【参考：協議会の取組に関する補足事項】

- ・ 各銘柄が協働し、協議会として新たに商品開発を行い、県産豚肉全体のブランド価値向上につなげることを目指す。
- ・ 銘柄豚生産者にとって従来の販路に加え、ギフト市場や高付加価値商品の販売チャネルなど、新たな販路の創出を目指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 実施方針

（1）ターゲット層

協議会は以下の要件を満たす者をターゲット層とする。

- ・ 商品の品質や背景にあるストーリー、生産者の想い等に共感し、価値を理解して

商品を選択する消費者

- ・ 価格だけでなく付加価値を重視し、贈答用や特別な機会に商品を購入する消費者
- ・ お中元・お歳暮等の贈答需要を含め、高品質な食品を選ぶ購買余力のある消費者

(2) 完成支援する試作品

ターゲット層に適した商品開発を行うため、令和7年度に、東京・日本橋のLA BONNE TABLE (ラ・ボンヌ・ターブル) の中村和成シェフによるレシピ協力のもと、協議会が試作品 (フランク2種) を作成。

【試作品2種】

| 種類 | 副素材 |
|----------------|-----------------------------------|
| フランク | マッシュルーム、たまねぎ、エルブドプロヴァンス、黒胡椒、太白ゴマ油 |
| フランク (和風ピリ辛風味) | 柚子胡椒 (柚子、青唐辛子)、たまねぎ、パセリ |

(3) 実施要件

本業務の実施に当たっては、県及び協議会が求める以下の要件を満たすこと。

- ・ 千葉県が全国有数の養豚県であることや、こだわりの銘柄豚肉が多数あるという魅力を生かせるものであること。
- ・ LA BONNE TABLE の中村和成シェフと連携して取り組むこと。
- ・ 商品化及びプロモーションにあたっては、「中村和成シェフと連携した」ことが分かる形で行うこと。なお、使用する文言 (シェフ監修、シェフと連携 等) や条件等についてはシェフ及び県と協議のうえ決定すること。
- ・ 提案にあたり、中村シェフに質問等ある場合は直接連絡することはせず、県に質問すること。
- ・ 本業務において作成される成果物は、商品のレシピも含め、無償かつ受託者等の許可なしに協議会、県、または県の指定する者が使用するほか、その他イベント等にも使用する。なお、成果物の著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。
- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を使用する場合には県の関連規定に従うこと。

(参考URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>)

5 委託業務の内容

下記（１）～（６）の業務を行うこと。

（１）加工品の完成支援

ア 試作品の完成支援

- 以下のスケジュールにより、試作品をブラッシュアップし、加工品の完成を支援すること

| 日程 | 加工品の状況 |
|------|---------------------------------------|
| 7月上旬 | 商品の製造レシピが決定しており、製造事業者への落とし込みが完了している状態 |
| 8月中 | ロゴ及びキャッチコピー、価格を付して業務用として販売できる状態 |

- 試作品の費用として、100千円（税抜き）を見込む。
- 完成に向けた検討会（参加者想定：県、協議会、シェフ等）は、3回程度実施すること。
- 副素材の調達・加工事業者については県及び協議会と協議のうえ決定すること。ただし、具体的な対応が可能な場合、提案を妨げない。

【提案事項】

- 完成までのスケジュールを具体的（検討会の時期、議題、回数等）に提案すること。

イ 加工品の円滑な市場参入に係る検討

- 加工品の円滑な市場参入に繋げるための説明会（参加者想定：県、協議会、流通事業者（卸売、小売、物流等）等）を1回以上開催すること。
- 説明会は単なる情報共有にとどまらず、店頭での試食販売や飲食店でのメニュー提供等の実証的な販売機会につなげることを目的として実施すること。

【提案事項】

- 説明会の企画概要（場所、時期を含む）を提案すること。
- 実際の店頭販売、期間限定販売、飲食メニューでの提供等を検討可能な事業者を5者以上招聘候補として提案すること。
- 説明会の実施時期は、加工品の完成後とし、適切な時期を提案すること。
- また、商談会や個別マッチング、テスト販売、期間限定提供等、市場参入に向けた具体的な販売機会を創出できる場合は、その内容を提案することを妨げない。

(2) 加工品をPRするためのロゴマーク及びキャッチコピーの作成

今後、県及び協議会が決定するロゴマーク及びキャッチコピーの作成を支援し、デザインを制作すること。

【提案事項】

- ・ ロゴマーク及びキャッチコピーのデザインイメージを各2案以上提案すること。なお、提案にあたっては以下の点を考慮するとともに、加工品が「養豚県ちば」をPRするためのものであることに留意すること。
 - ① 「豚肉といえば千葉県」を想起させるデザインか。
 - ② 全国トップクラスの養豚県であることや千葉県養豚の歴史を踏まえたデザインであるか。
 - ③ 販促資材等に使用するにあたり現実的なデザインか。
 - ④ ターゲット層に訴求するため、加工品のイメージを踏まえたデザインとなっているか。

(3) 加工品を通じた県産豚肉の認知度向上に向けたプロモーション

加工品を活用し、以下のとおりプロモーションを行う。

ア キックオフイベントの実施

- ・ 加工品を通じ、県産豚肉の「おいしさ」と「千葉県が全国トップクラスの養豚県」であることについて、県民をはじめとする消費者に広く周知するため、11月1日のソーセージの日の前後にキックオフイベントを実施すること。

なお、本イベントは銘柄豚肉や県産豚肉の魅力を発信し、県産豚肉全体の価値向上につなげることを目的として実施するものとする。

【提案事項】

- ・ キックオフイベントの企画概要のほか、本イベントの周知や「5（3）イ」のフェアの誘客につながるメディアプロモートの手法を提案すること。
- ・ 会場については、「5（3）イ」のフェアに繋がるような効果的なPRができる場所（例：飲食店舗等）とすること。

イ フェアの開催

- ・ キックオフイベントと連動し、加工品をメインに使用した「フェア」を1回以上、かつ、1か月程度の開催すること。
- ・ 実施する飲食店は、県産銘柄豚肉に価値を感じ、継続的な取り扱いが期待できる店舗が望ましい。

- ・ 「フェア」として開催することを考慮し、面的または統一的な展開ができるようにすることが望ましい。
- ・ 来店者数・注文数を店舗ごとに集計し、フェア期間中やフェア後に県に報告すること。
- ・ フェア期間中の商品の不都合による対応、買取の場合でイベント期間終了後に在庫が発生したときの在庫処理は、受託者が行うこととする。（店舗での処理の場合は、そのことを店舗と合意すること）

【提案事項】

- ・ フェアの企画概要や運営体制を提案すること。
- ・ ターゲット層に訴求できるエリア及び価格帯のレストランやイートインを併設した小売り施設等、加工品の特徴を説明できる対面での提供が可能な場所（概ね県内及び都内の10店舗）を提案すること。なお、各レストラン及び施設を提案した理由や、当該店舗で提供されているメニューを示すとともに、集客が見込める根拠を示すこと。
- ・ フェアへの誘客につなげるために、効果的なプロモーションを提案すること。なお、フェア周知を通じ千葉県が養豚県であることを広く一般に情報発信できるよう、実施方法や展開場所を考慮すること。
- ・ フェア後に、料理やグルメに精通した業界関係者及び消費者に対し、「キックオフイベント」や「フェア」の内容を活用しながら、千葉県が養豚県であることを訴求できるようなプロモーションを提案すること。
- ・ 加工品の物流の体制が分かるものを示すこと。

ウ 催事イベント等でのPR

- ・ 加工品を催事イベント等で提供すること。
- ・ 会場は県内または都内とし、令和8年11月1日以降、2箇所・各4日間を目安に実施すること。
- ・ 加工品の手配は、受託者が加工品取扱事業者から行うこと。なお、加工品の手配方法は、委託販売、消化仕入れ、買取仕入等のいずれの方法も妨げない。ただし、最終的な手配方法や契約内容等は県と協議の上、決定すること。

【提案事項】

- ・ 企画概要（催事イベント等の会場やその規模、時期、回数等）を提案すること。また、想定される波及効果について示すこと。

- ・ 加工品の物流の体制が分かるものを示すこと。

エ PR資材の作成

- ・ 上記ア～ウで使用するPR資材を作成すること。なお、デザイン等については、契約後、県及び協議会と協議の上、決定すること。

①リーフレット 2,000部程度

②ウェットティッシュ 1,600個程度

【提案事項】

- ・ 上記のほか、効果的と考える資材があれば、種類及び数量を提案すること。

オ 上記ア～ウに係る留意事項

- ・ 実施に当たり、加工品の出荷・納品が滞らないよう手配を行うとともに、加工品の製造事業者や事業の関係者等と適切な商流を繋ぎ、円滑な物流を行うこと。
- ・ 店舗スタッフ等が加工品の魅力や背景等の説明ができるよう、事前にレクチャーを行うこと。
- ・ 受託者は、イベント参加等にあたり、保健所や税務署等への各種申請手続きが必要な場合には、受託者の責任において遺漏のない対応をとること。なお、申請等に必要な手数料等の費用は委託料に含むこと。

(4) 今後の展開に向けた検討会の開催

- ・ 上記(1)のほか、本業務目的達成のため、次年度以降の取組について、協議会等との検討会を3回程度開催すること。

(議題の例：取組の拡大方針について、ブランドの構築に向けた規定について)

(5) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

ただし、いずれの方法においても、本業務の目的達成に寄与した点が明確になるよう、測定項目を定め、実施し、報告するよう留意すること。

(6) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めること。

6 報告書の作成

事業完了時に、下記(1)～(4)及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

なお、下記（１）の記録写真等については、県が求めた場合、速やかに提出すること。

（１）記録写真等

５（１）～（４）及び（６）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

（２）掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

（３）効果測定結果

本業務の効果測定（５（５）により実施した内容）の結果を報告すること。

（４）制作物

制作物については、印刷用電子データ（ＡＩ等）で県に納品すること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項、第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

（１）業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさ

ないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(6) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。